

【ドイツ】闇労働及び不法雇用の取締りを強化する法律

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 企業の不法雇用等を取り締まる闇労働税務監督局（FKS）の権限強化と情報システム改善等を目的として、闇労働取締法等を改正する法律が、2017年3月10日に施行された。

1 闇労働税務監督局と闇労働・不法雇用取締りの強化

ドイツでは、企業による違法な雇用を取り締まる部署として、連邦財務省所管の税関内に闇労働税務監督局（Finanzkontrolle Schwarzarbeit: FKS）¹が置かれている。FKSは、就労の届出をしないで社会保険料の不払、給付の不正受給、脱税等を行う闇労働（Schwarzarbeit）を取り締まる税関の部署と、最低労働条件違反、外国人の不法就労、違法な労働者派遣等の不法雇用（illegale Beschäftigung）を取り締まる連邦雇用エージェンシーの部署が、2004年に統合して誕生した。根拠法は、2004年7月23日の「闇労働及び不法雇用取締法（闇労働取締法）」²である。³

闇労働・不法雇用は、社会保険制度を弱体化させ、税収減につながるだけではない。違法な営業活動を行う企業は公平な競争を損ね、法を遵守する企業が市場から脱落して合法的な職場が失われ、労働条件が悪化する。そして、不法な雇用が生じさせる損失は、法を遵守する雇用主及び被用者が埋め合わせなければならない。このように国民経済に多大な損失をもたらす闇労働に関して、連邦政府は、4年に1度、取締状況の報告書を連邦議会に提出している。最新報告は2017年6月7日の第13回報告書（2013-2016年対象）⁴で、闇労働・不法雇用は、特に労働集約分野（建設業、飲食宿泊業、運送業等）で著しく、国境を越えた犯罪グループの活動も活発化しているものの、FKSやEUの枠組み⁵により適切に対処されていると報告している。⁶

2013年の第3次メルケル政権の連立協定（CDU/CSUとSPDの連立）においても、闇労働等を取り締まるFKSの活動強化が政策目標として記されていた。2014年以降、組織改編等による活動強化が図られ、2016年時点で6,700人強のFKS職員を、2022年までに1,600人増員することが予定されている。さらに、FKS及び州当局の調査及び捜査活動に関する法的根拠の強化と、FKSの情報処理システムの実効性向上を目的として、闇労働取締法の改正が行われた。⁷

* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

¹ „Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung“. Generalzolldirektion website <http://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Arbeit/Bekaempfung-der-Schwarzarbeit-und-illegalen-Beschaeftigung/bekaempfung-der-schwarzarbeit-und-illegalen-beschaeftigung_node.html>

² Gesetz zur Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung (Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz) vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1842). 同法は、Gesetz zur Intensivierung der Bekämpfung der Schwarzarbeit und damit zusammenhängender Steuerhinterziehung vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1842) の第1条 (Artikel) として、制定された。

³ 飯田恵子「第2章 ドイツ」労働政策研究・研修機構編『諸外国における最低賃金制度の運用に関する調査』（JILPT資料シリーズ No.181）2017, pp.34-36. <<http://www.jil.go.jp/institute/siryu/2017/documents/181.pdf>>

⁴ Bundesregierung, „Bundeskabinett beschließt Dreizehnten Bericht über die Auswirkungen des Gesetzes zur Bekämpfung der illegalen Beschäftigung“, (Pressemitteilungen) 2017.6.7. Bundesministerium der Finanzen website <<http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2017/06/2017-06-07-PM18-schwarzarbeit.html>>

⁵ “Decision (EU) 2016/344 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on establishing a European Platform to enhance cooperation in tackling undeclared work (Text with EEA relevance),” *Official Journal of the European Union*, L 65, 2016.3.11, pp.12-20. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016D0344>>

⁶ Bundesregierung, „Schwarzarbeit wirkungsvoll bekämpfen“, 2017.3.10. <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2016/06/2016-06-15-gesetz-gegen-schwarzarbeit.html;jsessionid=E8F917DC775761EBC1DAD864097074E0.s3t1>>

⁷ Bundesregierung, *ibid.*

2 闇労働及び不法雇用の取締りを強化する法律

(1) 審議経過

連邦政府は、2016年8月12日に連邦参議院に法案⁸を提出、9月23日に連邦参議院は修正提案を可決した⁹。10月12日から連邦議会で法案¹⁰審議が開始され、委員会による修正勧告¹¹を受けて、12月15日に連邦議会は修正を盛り込んだ法案を記名投票で議決し、左派党所属議員54名が棄権、他党の議員全員による賛成509票の絶対多数にて、可決された¹²。2017年2月10日に連邦参議院が同意し、「闇労働及び不法雇用の取締りを強化する法律」¹³（以下「闇労働取締強化法」という。）は成立し、3月6日に連邦大統領の認証を得て、9日に公布、10日に施行された。¹⁴

(2) 法の構成

闇労働取締強化法は、全5条(Artikel)から成る条項法¹⁵で、闇労働取締法の改正(第1条)、社会法典第4編(一般規定)の改正(第2条)、道路交通法の改正(第3条)、自動車税法の改正(第4条)、施行日(第5条)を規定する。

なお、闇労働取締法は、全6節26か条から成る(第1節:目的、第2節:調査、第3節:過料及び罰則規定、第4節:捜査、第5節:情報保護、第6節:行政手続・司法手続)。

(3) 内容

闇労働取締強化法によって実施する改革は、以下のとおりである。¹⁶

- ・ 情報処理及び労働統計の把握のための新たなシステム設備の根拠を、闇労働取締法に明記する(闇労働取締法第16条「FKSのための中央情報システム」)。
 - ・ FKSの業務効率化のため、連邦自動車庁(Kraftfahrt-Bundesamt:KBA)の中央車両登録簿(通行許可車両及び所有者のデータ保管)への自動アクセスを可能にする(道路交通法改正)。
 - ・ FKSが捜査過程において、保険加入義務を有する就労に関し、社会法典第4編に規定する届出義務違反を発見した場合に、自ら処罰する権限を付与する(社会法典第4編改正)。
- また、法案審議過程において、州当局や外部機関への権限等拡大の規定が追加された。
- ・ 手工業法上及び営業法上の闇労働取締権限を有する州当局に対し、独自の調査権限と秩序違反(軽犯罪)の処罰権限を付与する。
 - ・ 州当局とFKSとの情報共有(データ交換)を改善する。
 - ・ 上述のKBA中央車両登録簿への自動アクセスを、外部審査機関及び各種執行当局へも拡大する。

⁸ Bundesrat, *Drucksache*, 409/16 <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2016/0409-16.pdf>>

⁹ Bundesrat, *Drucksache*, 409/16(B) <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2016/0409-16B.pdf>>

¹⁰ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/9958 <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/099/1809958.pdf>>

¹¹ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/10655 <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/106/1810655.pdf>>

¹² Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 18/209, S.20935-20939. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btp/18/18209.pdf#P.20935>>

¹³ Gesetz zur Stärkung der Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung vom 6. März 2017 (BGBl. I S. 399)

¹⁴ „Basisinformationen über den Vorgang: Gesetz zur Stärkung der Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung“. DIP website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/761/76156.html>>

¹⁵ 条項法(Artikelgesetz)とは、複数の条(Artikel)から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

¹⁶ Bundesregierung, „Schwarzarbeit wirkungsvoll bekämpfen“, 2017.3.10. <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2016/06/2016-06-15-gesetz-gegen-schwarzarbeit.html;jsessionid=E8F917DC775761EBC1DAD864097074E0.s3t1>>